

平成29年度第1回  
東京都私立学校審議会（第763回）

平成29年4月19日（水）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室A

## 午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成29年度第 1 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開しておりますが、本日の議案は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

初めに、本年度最初の審議会ということで、安藤副知事及び中嶋生活文化局長にご出席をいただいております。

それでは、審議に先立ちまして、安藤副知事からご挨拶をお願いいたします。

○副知事 ご紹介いただきました安藤でございます。今年度第 1 回の東京都私立学校審議会の開催ということでございまして、一言ご挨拶を申し上げます。

近藤会長を初め委員の皆様には大変お世話になっておりまして、改めて御礼を申し上げます。また、日ごろから都の私学行政に対しましても、ご理解とご協力をいただいております。重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

私立学校を取り巻く環境は厳しい状況にございますが、子ども・子育て支援や義務教育学校など、教育制度も大きく変わりつつあると思っております。こうした状況にございますが、東京の私立学校はそれぞれの学校の建学の精神に基づきまして、独自の特色ある多様な教育を展開しておりまして、東京の公教育の一環を担うお立場で、多くの立場から高い評価と信頼と期待が寄せられていると考えてございます。

当私立学校審議会は、私立学校に関する重要な認可事項などについてご審議をいただくものでございまして、私学の発展に欠かすことのできないものであるとともに、その役割は大変重要なものであると認識をしております。

子どもは、私立学校の振興を都政の最重要課題の一つと位置づけているところでございますけれども、平成29年度につきましては、私立高等学校等に在学する生徒の保護者の方の経済的負担を軽減するというところで、特別奨学金を拡充いたしました。また、待機児童の解

消にも期待できます私立幼稚園の預かり保育の充実を図るための補助も拡充を行ったところ  
でございます。

この審議会や私学助成を通しまして、引き続き私立学校の自主性、独自性を十分に尊重し  
ながら、その振興に私どもも努めてまいりたいと思っております。

話は変わりますけれども、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会まであと  
3年ということございまして、私どもは現在、全力で準備を進めておりますが、やはり次  
世代を担い、これからの世界を舞台に活躍していく子供たちが、世界的な大会で何らかの形  
でかかわることが大きな成長を得られる機会となると、こう信じてございます。皆さんにお  
かれましては、この面でも引き続き一層のご支援を賜りますようお願いを申し上げます次第  
であります。

最後に、皆様の日ごろの都政へのご協力に改めて感謝を申し上げまして、簡単ではござい  
ますが挨拶とさせていただきます。どうぞ、今年度もよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

安藤副知事及び中嶋生活文化局長は、次の予定がございますので、ここで退席をされます。  
ありがとうございます。

○副知事 失礼します。どうぞよろしく願いいたします。

(安藤副知事・中嶋生活文化局長退室)

○近藤会長 次に、この4月1日付で、当審議会の事務局職員に異動がありましたので、事  
務局から紹介をお願いいたします。

○私学行政課長 4月1日付で、異動、転入してまいりました幹部職員を紹介させていただきます。

私学振興課長の後藤でございます。

○私学振興課長 後藤です。どうぞよろしく願いいたします。

○私学行政課長 企画担当課長の菅野でございます。

○企画担当課長 菅野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○私学行政課長 どうぞよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。まず、今回の新たな諮問につい  
て、事務局から説明願います。

○私学部長 本日、諮問させていただきます案件は、お手元に配付してあります6件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成29年4月19日付け、東京都知事名

記、1、マヤ幼稚園の廃止認可について、江戸川区、外5件

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明させていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件2件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件6件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案6号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに、既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号及び議案第2号は、学校法人HOUYU学院の寄附行為認可並びに日野ふたば幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の友松委員から調査結果につきまして説明願います。

○友松委員 それでは、議案第1号及び第2号につきましてご説明いたします。

本案件は、日野市所在の日野ふたば幼稚園の設置者を網野寛子氏から学校法人HOUYU学院に変更するものでございます。

去る3月30日、遠藤委員、私学部及び日野市の担当職員と私とで、部会調査を実施いたしました。

日野ふたば幼稚園は、昭和42年以来、40年以上の間、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてまいりました。

教育については、子供の個性を尊重し、たくましい体と豊かな情操を育てることを目標と

していることがうかがえました。また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、3点ほど要望をしましてまいりました。

まず1つ目は、学校法人として学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいことを要望しました。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力していただきたいことを要望しました。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望いたしました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思われまます。なお、詳細につきましては事務局からご説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号及び議案第2号についてご説明申し上げます。

これは、日野市所在の日野ふたば幼稚園の設置者を学校法人HOUYU学院に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに学校法人HOUYU学院の寄附行為認可についてご説明いたします。

議案第1号、学校法人HOUYU学院設立要項をごらんください。

名称は、学校法人HOUYU学院で、事務所の所在地及び目的はそれぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、日野ふたば幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者、または3親等以内の親族は一人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第2号、日野ふたば幼稚園設置者変更及び収容定員に係る園則変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成29年5月1日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人HOUYU学院を設立するとともに、収容定員を変更するものでございます。

新設置者は、学校法人HOUYU学院、設立代表者は網野寛子氏、園長は土屋早苗氏でございます。

収容定員及び学級編制等でございますが、変更の内容は現在の12学級360名を12学級315名にするものでございます。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項9に記載のとおりでございます。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員組織等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○吉田委員 これの土地の借用先だけ教えていただけますか。

○私学行政課長 網野寛子さんから、この1,140㎡を借りるという形です。

○吉田委員 理事長本人から借りるのですか。

○私学行政課長 はい。そうです。

○吉田委員 それは今は許されるの。

○私学行政課長 はい。

○議案担当者 2分の1以内であれば。

○吉田委員 2分の1以内ならいいの。

それで何年間とか、そういうあれは。

○議案担当者 20年以上ということになります。

○吉田委員 本人でもいいのですか。

○議案担当者 はい。

○吉田委員 収入はなし、借用料もあり。

○議案担当者 そうですね。地上権か賃借権ということになっておりますので、無償もしくは有償ということに。

○吉田委員 有償でもいいの。

○近藤会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、幼稚園関係の案件でございます。

議案第3号は、幼稚園の廃止認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、マヤ幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、園舎老朽化のため、廃止するものでございます。

設置者は、宗教法人萬福寺、園長は平林宣子氏でございます。

園児の処置でございますが、平成28年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、平成28年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引継方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、10、11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、議案第3号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係の案件でございます。

議案第4号から議案第6号は、中学校及び高等学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。事務局より一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号についてご説明いたします。

これは、学校法人麴町学園が設置しております麴町学園女子中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、教育環境の向上を図るため、中学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。

変更前の収容定員は600名、1学年5学級200名であるものを変更後は120名減員し、収容定員480名、1学年4学級160名にいたします。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第4号についてのご説明を終わります。

続きまして、議案第5号についてご説明いたします。

これは、学校法人駒澤学園が設置しております駒沢学園女子中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、教育環境の向上を図るため、中学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。

変更前の収容定員は480名、1学年4学級160名であるものを変更後は240名減員し、収容定員240名、1学年2学級80名にいたします。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。



備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第5号についてのご説明を終わります。

続きまして、議案第6号についてご説明いたします。

これは、学校法人駒澤学園が設置しております駒沢学園女子高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、教育環境の向上を図るため、高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、平成30年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6をごらんください。

変更前の収容定員は1,008名、1学年9学級336名であるものを、変更後は288名減員し、収容定員720名、1学年6学級240名にいたします。

校舎、教職員組織につきましては、要項7及び8に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第6号についてのご説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○町山委員 4号、5号、6号議案とも一緒なのですが、校舎が変更前から変更後で面積が減っている。教職員組織については、変更前と変更後で一緒である。その辺の違いというか、理由というか、お教えいただければと思います。

○議案担当者 4号から6号ともに、収容定員の減員に合わせて、校舎のほうも減少をしております。

教職員組織につきましては、現在の実員に合わせるような形で、現在も教職員組織が構成されておりますので、今回は収容定員を変更したとしても実員が変わらないため、教職員組

織についてはそのまま同じ人数になっております。

○町山委員 そうしますと、校舎が減少されているということで、校地が減少するという  
とはありませんね。

○議案担当者 第4号につきましては、校地も減少するのですけれども、今回、収容定員  
の減員に合わせる形で、校地、校舎ともに減少するので、認可基準上は充足をしているとい  
うことです。

○近藤会長 よろしいですか。

○町山委員 学校法人の財産の減少というのは認められるのですか。

○近藤会長 高校との関連はあるのですか。要するに、中高一緒のですね。

○議案担当者 中高一緒の校舎になります。

○近藤会長 だから、例えば学校法人として考えれば、中学校が減った場合には高校がふえ  
ているということですか。そこをちょっと説明してあげないと、実際には審議会に係らない  
のけれども、高校のほうとも関連しているのですね。学校法人が所有の中高の面積があり  
ますね、それを普通は中高で割り振っていますね。定員によって中学校が減った分は高校が  
ふえるということなのですか。これは違うの、そこを説明してあげて。

○議案担当者 高校につきましても、今回は第4号につきましては、中高同じ校舎になって  
おりまして、高校のほうもふえるというわけではないです。

○吉田委員 売却しているのですよ。

○近藤会長 売却しているの、それとは違うのですね。そこをちょっと。

○私学行政課長 議案第4号について言えば、校舎の一部を売却をするのですけれども、だ  
だ、これも見ていただければ、生徒一人当たりの面積ということでは逆にふえているか  
と。この収容定員の減少に合わせてふえているということなので、基準上は大丈夫という形  
になっています。

議案第5号、6号についても、一部の校舎を別の用途で使うという形にしているのですけ  
れども、合わせて収容定員を変更しているので、生徒一人当たりの面積ということでは、  
この資料上にもあるとおりにふえているという状況なので、基準を充足しているというよう  
な状況になっているということです。

○町山委員 そうすると、学校法人の基本金は減少するのですか。

○近藤会長 売却したら、それは当然減ります。

○小中高校総括担当課長代理 手続的には、基準を割らない範囲で、基本財産である校地、校舎を処分するときは、法人の寄附行為に従って特別議決、大体3分の2以上というところが多いと思うのですが、そちらの決議を経て、基準を割り込まない範囲での処分ということはあるかと思えます。

○近藤会長 基準には合っているということで。

○吉田委員 設置基準内、そして、今の教育条件より下がらないということが大前提ですね。それでやっているということですね。

○私学行政課長 そこは、確認ができたというところでは。

○吉田委員 それが確認できたので許可したということですね。

○近藤会長 わかりました。

それでよろしいですか。

○町山委員 はい。

○近藤会長 基準どおりで問題ないということでよろしいですね。

ほかにございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号から議案第6号までにつきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第7号及び議案第8号は、学校法人の寄附行為認可並びに幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

議案第7号及び議案第8号は第二部会の所管でございますので、第二部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、5月の開催日は17日水曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後3時23分閉会